

中務省より明年の曆を奉るをむかしは主上南殿に出御なりて是を御覽あり、出御なき時は内侍所につく、白虎通に、周の世には十一月を正月とす、是を曆家に天正月といふ、般の代には十二月を正月とす、地正月といふ、夏の世には今の正月を正月とす、人正月といへり、十一月は一陽はじめて生る月なれば、一年の曆數をかながへて、今日天子に奉るなるべし、我朝に曆のはじまり事は、欽明天皇十四年、百濟の博士が奉りけるとかや、

〔天朝無窮曆〕曆朝の御紀に、毎年十一月朔日の下に、進御曆よし載されたるは、即是なり、但し此は具注曆なるが、彼七曜曆は、正月元日朝賀の後に進らる、例にて、御紀に中務省奏七曜曆とある是なり、其儀も内裡式に見えて、大抵右の十一月一日、さて十一月は、建子の月にて、其中氣冬至に入る日は、來年の歲首にして、謂ゆる一陽來復の時なる故に、此一日に具注御曆を進奉せしめ、正月一日よりして、新年なれば、其年の七曜の所在を知食さむとて、七曜曆を進らしめ給ふなり、政事要略に、私問、以十一月朔、爲奏御曆期、若有故乎、答、儘無所見、但曆家說、白虎通云、を具注せる曆なる故に、具注といひ、七曜曆は、日月五曆の行度所在を記せる曆なる故に、かく名けたるが、七曜、具注、共に月行を經とし、節氣を緯として、日次に月次に配する法なる故に、大陰曆といふ、其は月を主とせる義なり、然はあれど、中氣なきを以て、閏月に立るは、自然に日行は主の如く、月行は客の如き道理をば免るることの能はざるなり、

〔令義解〕凡陰陽寮、毎年預造來年曆、十一月一日、申送中務、中務奏聞、謂不經太政官、中務直奏聞也、内外諸司各給一本、謂被管寮司、及郡司、省國別寫給、並令年前至所在、

〔延喜式〕十一凡陰陽寮造新曆畢、中務省十一月一日奏進、其願曆者、付少納言、令給大臣、大臣轉付辨官、令願下内外諸司、

〔延喜式〕十六凡進曆者、具注御曆二卷、六月以前爲上卷、七月以後爲下卷、納漆函、安漆案、願曆一百六十六卷、納漆櫃、著

臺、十一月一日至延政門外、中宮東宮御進進准此、其七曜御曆、正月一日候、承明門外、並見儀式、

凡曆本進寮、具注御曆、八月一日、七曜御曆、十二月十一日、願曆六月廿一日、並爲期限、